

西予市中学校再編計画（案）

～未来を支える持続可能で魅力ある教育環境の実現に向けて～

令和8年8月

西予市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 再編計画策定の必要性	2
1 西予市立中学校の現状	2
(1) 生徒数・学級数の現状	2
(2) 校舎の現状	6
(3) 通学の現状	7
(4) 部活動の現状	7
第2章 再編の基本的な考え方	9
1 適正規模の考え方	9
2 より良い教育環境の実現	10
3 具体的な学校配置と再編年度	10
4 再編後の通学手段	12
5 将来を見据えた柔軟な対応	12
第3章 再編による教育環境の向上	13
1 再編の効果	13
2 教員配置及び支援体制の充実	13
3 ICT を活用した交流学习の推進	13
4 人とのつながりを育む教育環境の整備	13
5 安全・安心で充実した教育環境の整備	14
第4章 再編を進める方策	15
1 中学校再編推進委員会の設置	15
2 整備する具体的事項	15
3 開かれた学校運営	16
4 再編までのスケジュール	16

第5章 その他	17
1 配慮する事項	17
(1) 学校運営と教育に関すること	17
(2) 生徒支援体制の充実	18
(3) 地域連携・部活動展開	19
2 学校施設の跡地利用	20
3 より良い学校再編を目指して	20

はじめに

全国的に少子化が急速に進行しており、学校教育を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしています。厚生労働省の人口動態統計によると、2025 年の出生数は約 67 万 1 千人と、統計開始以来の過去最少を更新し、合計特殊出生率は 1.14 と過去最低水準となっています。これは、人口維持に必要とされる水準（約 2.07）を大きく下回っており、出生数・出生率ともに長期的な減少傾向が続いている状況です。

この少子化の影響は、義務教育段階にも明確に表れています。文部科学省「学校基本調査」によれば、全国の中学校の生徒数は 2025 年度時点で約 310 万 5 千人となり、前年から約 3 万 6 千人減少し、過去最少を更新しました。中学校の生徒数は 1980 年代後半をピークに長期的な減少傾向にあり、今後も出生数の推移を踏まえると、減少が継続することが見込まれています。

また、少子化は全国一律ではなく、特に地方部においてその影響が顕著であり、学級規模の縮小や学校の小規模化が進んでいます。こうした中で、生徒数の減少に伴い、複式学級が生じる学校も見られるなど、教育環境の維持が課題となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、2070 年には総人口が約 8,700 万人まで減少するとされており、生徒数の減少を前提とした学校配置や教育環境の再構築が、全国共通の課題として求められています。

西予市教育委員会は、西予市教育振興基本計画及び西予市教育大綱に掲げる基本理念の下、将来を担う子どもたちにとって望ましい教育環境の実現を図るため、西予市中学校再編計画を策定します。

第1章 再編計画策定の必要性

1 西予市立中学校の現状

(1) 生徒数・学級数の現状

本市においては、少子化の進行に伴い中学校の生徒数が長期的に減少しています。平成16年度に1,280人であった生徒数は、令和8年度には730人となっており、さらに令和20年度には346人まで減少することが見込まれています。

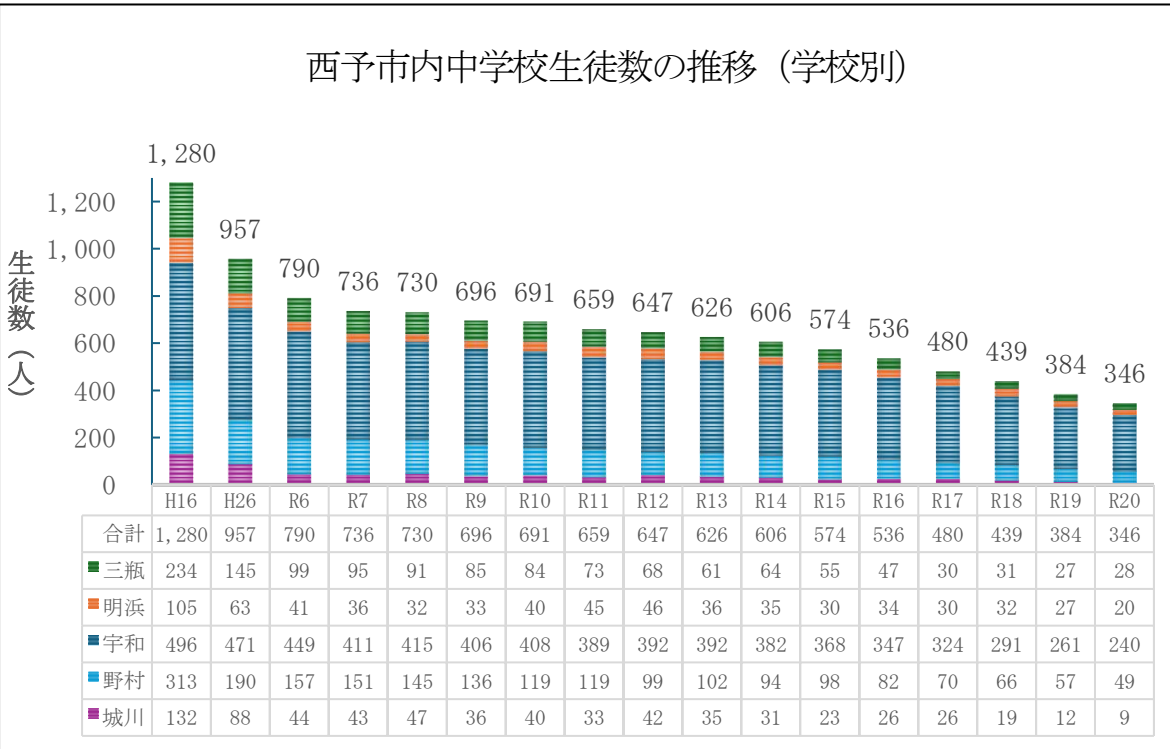
また、学級数についても、令和8年度には通常の学級が、宇和中学校12学級、野村中学校6学級、三瓶中学校3学級、明浜中学校3学級、城川中学校3学級であるのに対し、令和20年度には宇和中学校9学級、野村中学校3学級、三瓶中学校3学級、明浜中学校2学級（複式学級）、城川中学校2学級（複式学級）となる見込みであり、学校規模の縮小が一層進行することが想定されます。このような生徒数及び学級数の減少は、教育環境及び学校運営に大きな影響を及ぼすものであり、将来を見据えた計画的な対応が必要となります。

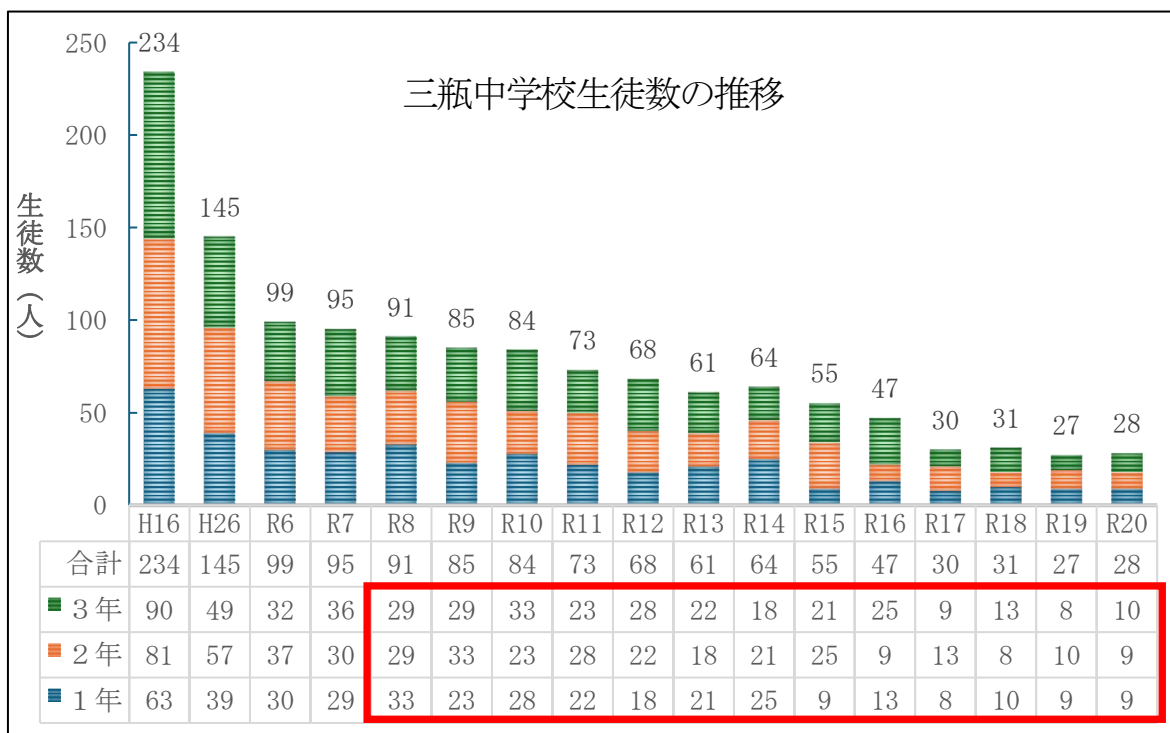
【市立中学校の生徒数の平成16年度、令和8年度、令和20年度との比較】

	平成16年度：A	令和8年度：B	令和20年度：C	増減率 (C/A×100) -100
生徒数 (人)	1,280	730	346	△72.9%

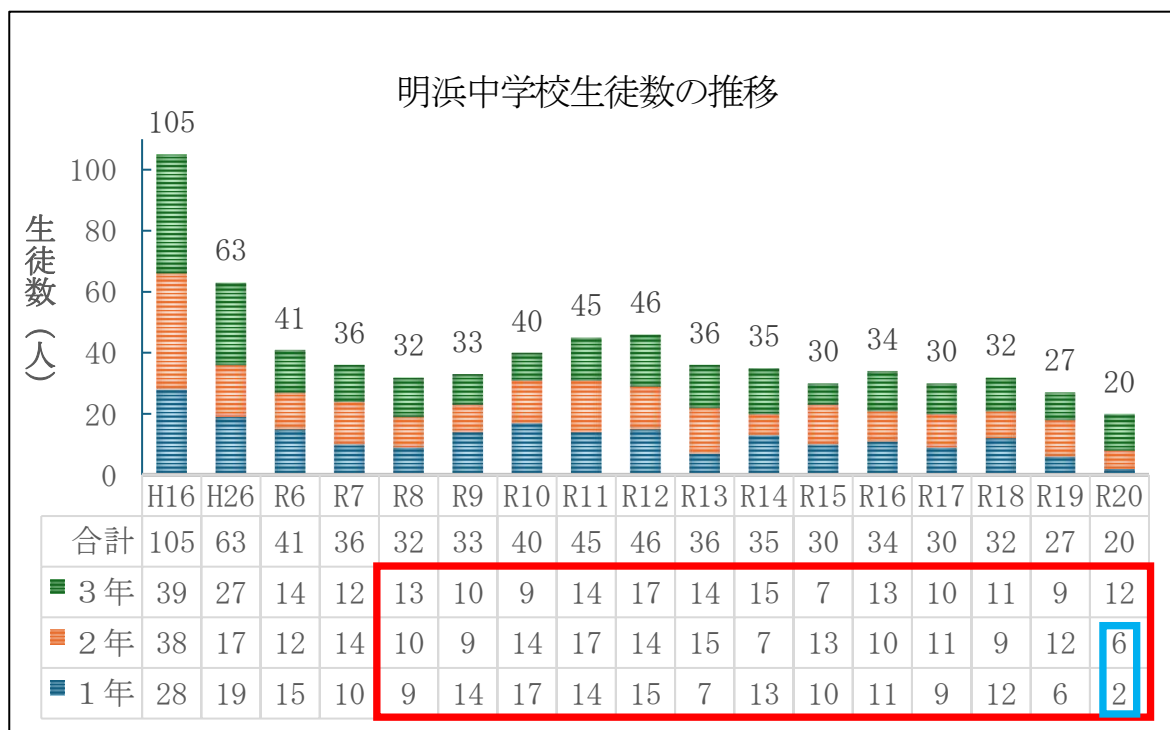
※ 生徒数は、平成16年度、令和8年度は5月1日付学校基本調査による。

令和20年度は市内出生状況（令和8年3月31日現在）からの推計値

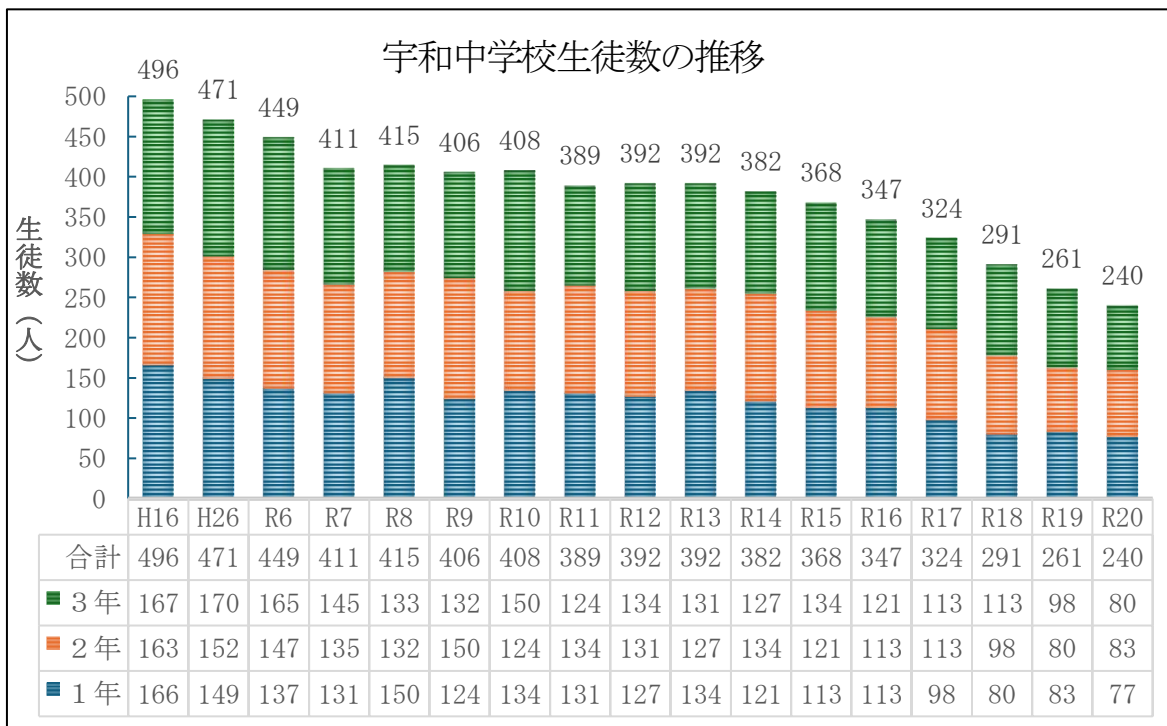




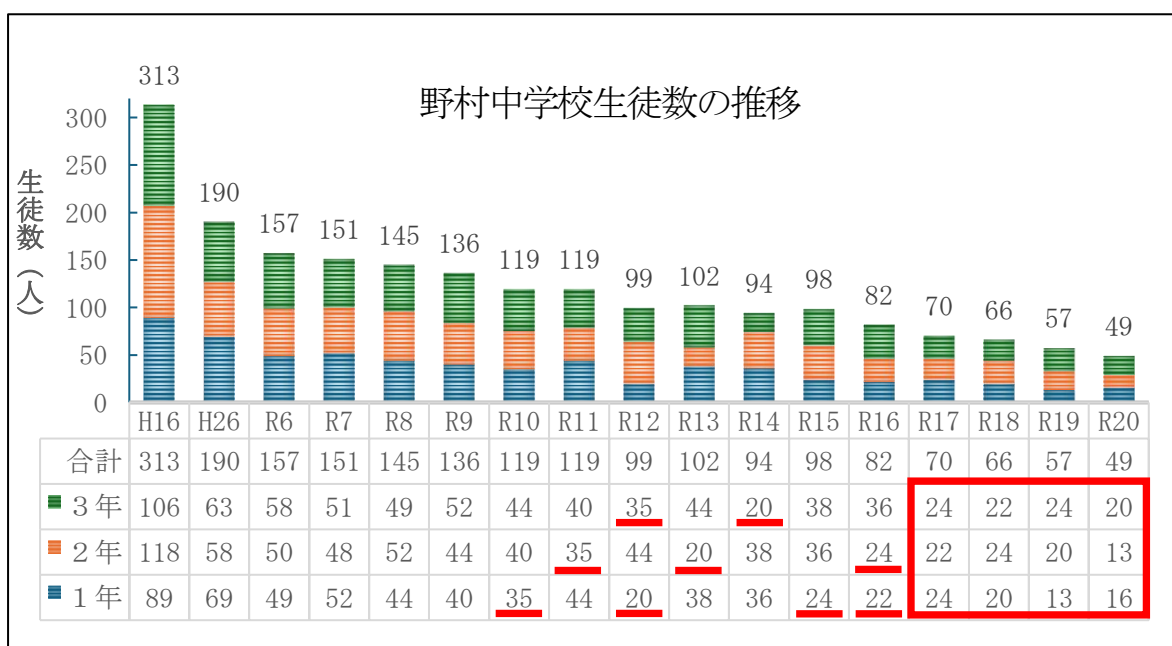
平成 16 年度に 234 人であった三瓶中学校の生徒数は、令和 20 年度には 28 人まで減少することが見込まれています（88.0%減少）。また、クラス替えができない規模の生徒数で推移していく見込みです。



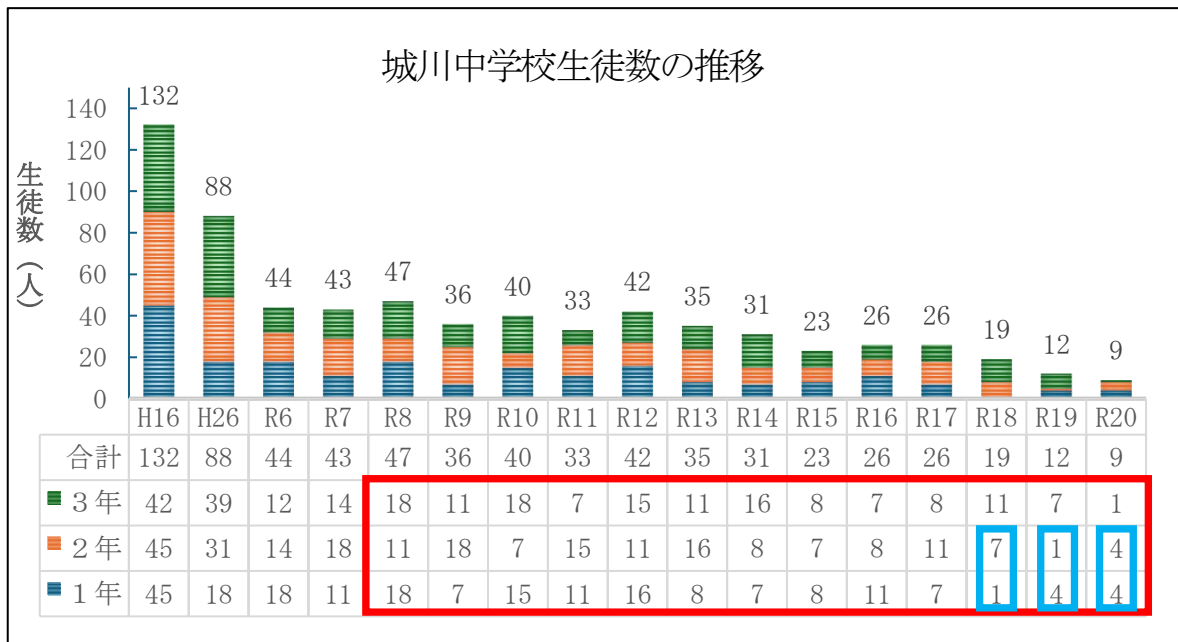
平成 16 年度に 105 人であった明浜中学校の生徒数は、令和 20 年度には 20 人まで減少することが見込まれています（80.9%減少）。また、クラス替えができない規模の生徒数で推移していき、令和 20 年度には複式学級が編成される見込みです。



平成 16 年度に 496 人であった宇和中学校の生徒数は、令和 20 年度には 240 人まで減少することが見込まれています (51.6%減少)。



平成 16 年度に 313 人であった野村中学校の生徒数は、令和 20 年度には 49 人まで減少することが見込まれています (84.3%減少)。令和 10 年度からは、クラス替えが困難となる学年が生じ、令和 17 年度からは全ての学年でクラス替えができなくなる見込みです。



平成 16 年度に 132 人であった城川中学校の生徒数は、令和 20 年度には 9 人まで減少することが見込まれています（93.1%減少）。また、クラス替えができない規模の生徒数で推移していき、令和 18 年度には複式学級が編成される見込みです。

生徒数及び学級数の減少により学校の小規模化が進行した場合、生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、互いに切磋琢磨しながら成長する機会が減少することが懸念されます。特に、1 学年 1 学級の状況が継続すると、クラス替えができないことによる人間関係の固定化、学習面における学び合いや多面的な意見交流の機会の減少、文化・スポーツ活動や学校行事等の内容が限定される等の課題が生じます。

また、学校運営の面においても、学級数が少ない小規模校では、教員数が限られることにより校務負担が大きくなりやすいことから、教育条件の維持に影響を及ぼすことが懸念されます。これらに対しては、地域との連携、異学年交流、ICT の活用等による工夫も考えられますが、生徒にとって望ましい教育環境を確保するためには、1 学年複数学級を基本とする一定規模の学校集団を確保することが重要な改善策となります。

(2) 校舎の現状

本市の中学校施設の多くは、昭和 40 年代から 50 年代に建設されたものであり、老朽化が進行しています。そのため、建物や設備の経年劣化に伴う修繕・改修費用が恒常的に必要となっていることが大きな課題です。

三瓶中学校では、外壁の劣化等への早急な対応が必要な状況にあったことから、令和 7 年度に安全対策工事を実施するとともに危険箇所に対し、フェンスを設置する対策を講じました。野村中学校では、平成 12 年度に大規模改修工事を実施し、さらに令和 4 年度には外壁全面改修工事を完了しています。また、宇和中学校では耐力度調査の結果、耐力度が基準を満たさない施設が確認されたことから、施設の安全性を確保するため、早期の建て替えが必要であると判断しています。

西予市中学校再編検討委員会からの答申（以下「答申」という。）においても、施設の安全性及び機能性の確保は喫緊の課題であり、再編にあたっては改築、その他必要な環境整備を計画的に進めるべきであるとされています。

学校名	校 舎			体育館	
	教室棟名	建築年月	経過年数	建築年月	経過年数
三瓶中	普通教室棟	S51. 3	50 年	H20. 3	18 年
		S52. 3	49 年	－	－
	特別教室棟	S52. 3	49 年	－	－
	管理棟	S52. 3	49 年	－	－
	技術教室棟	S52. 3	49 年	－	－
明浜中	校 舎	S63. 3	38 年	H14. 3	24 年
宇和中	第 1 教室棟	S43. 12	57 年	H22. 3	16 年
	第 2 教室棟	S61. 1	40 年	－	－
	第 3 教室棟	S38. 6	62 年	－	－
	第 4 教室棟	S39. 1	62 年	－	－
	管理棟	S41. 3	60 年	－	－
	渡り廊下棟	S41. 3	60 年	－	－
	渡り廊下棟	S61. 1	40 年		
	サポートルーム	H5. 2	33 年	－	－
野村中	管理棟	S47. 3	54 年	S48. 5	52 年
	普通教室棟	S47. 3	54 年	－	－
	特別教室棟	S47. 3	54 年		
	渡り廊下棟	S47. 3	54 年	－	－
	技術教室棟	S47. 12	53 年	－	－
城川中	管理棟	H12. 11	25 年	H12. 10	25 年
	教室棟	H12. 11	25 年	－	－

※建築後の「経過年数」は、令和 8 年 4 月現在

【参考：学校施設の法定耐用年数】

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において、建物の構造・用途別に定められており、鉄筋コンクリート造の学校用のもの（体育館を含む。）は 47 年（平成 10 年度改正）とされています。

（３）通学の現状

宇和中学校区の生徒は徒歩、自転車及び公共交通機関で通学していますが、他地区の中学校では、西予市合併時以前の中学校再編に伴う遠距離通学への対応として、スクールバスを利用している生徒がいます。

学校名	自転車		公共交通機関		スクールバス	
	最長距離	最長時間	最長距離	最長時間	最長距離	最長時間
三瓶中	—	—	—	—	10.0km	25 分
明浜中	—	—	—	—	17.0km	35 分
宇和中	8.0km	43 分	9.5km	28 分	—	—
野村中	7.6km	41 分	16.9km	50 分	寄宿舍利用生徒専用	
城川中	8.5km	45 分	—	—	17.2km	40 分

（４）部活動の現状

令和 8 年度現在、学校の規模（生徒数）により、部活動環境に差が生じています。三瓶中学校、明浜中学校、野村中学校及び城川中学校では、学校規模が比較的小さいことから、部活動の種類や参加者数が限られているため、生徒が選択できる活動の幅にも違いが見られます。

男子運動部（11 部）

部活動名	三瓶中	明浜中	宇和中	野村中	城川中	合計
陸上競技			26			26
水泳			2			2
バスケットボール			13			13
バレーボール		13	27			40
卓球	18		13	5	12	48
ソフトテニス	15		12			27
サッカー			42	22		64
軟式野球	4		19	13	8	44
柔道			7		6	13
剣道			6			6
相撲				7		7
合計	37	13	167	47	26	290

女子運動部（10 部）

部活動名	三瓶中	明浜中	宇和中	野村中	城川中	合計
陸上競技			11			11
バスケットボール			14	12		26
バレーボール	5	11	23	19		58
卓球	12		14		9	35
ソフトテニス		6	29	14	12	61
サッカー				1		1
ソフトボール			21			21
軟式野球				1		1
柔道			5			5
剣道			11			11
合計	17	17	128	47	21	230

文化部（6 部）

部活動名	三瓶中	明浜中	宇和中	野村中	城川中	合計
吹奏楽			26	19		45
箏曲				9		9
美術			31	10		41
茶道			16			16
華道			15			15
創造	19					19
合計	19	0	88	38	0	145

西予市では、部活動の地域展開により、令和8年度より全員部活動制を終了しています。1年生は、入学時に部活動への参加を任意で選択します。さらに2年生は、総体やコンクール終了後を区切りとして、部活動の継続可否を改めて選択できる仕組みとしています。

1 年生の部活動参加状況

	三瓶中	明浜中	宇和中	野村中	城川中	合計
参加生徒数	15	6	124	37	18	200
不参加生徒数	18	3	26	7	0	54
1 年生合計	33	9	150	44	18	254

第2章 再編の基本的な考え方

1 適正規模の考え方

小規模校では、少人数であることから生徒一人ひとりの活動機会が多く、きめ細やかな指導が行いやすいという利点があります。一方で、クラス替えができない学校では、同じ仲間との学校生活が長く続くことから、多様な考え方や価値観に触れる機会が少なくなるとともに、人間関係や交友関係が固定化しやすいといった課題も指摘されています。そのため、各学校では、教職員はもとより保護者や地域の方々の協力を得ながら、こうした課題の解消に努めています。

また、学校の小規模化が進むと、教員数の減少により校務分掌（事務処理の役割分担）を担う教員一人当たりの負担が増加する傾向にあります。教員は学校規模に応じて配置されるため、教育活動の充実や学校運営の安定を図るためには、一定規模の教員数が確保できる学校規模が求められます。

答申においても、1学級の生徒数については概ね25～30人程度が望ましく、また1学年の学級数については複数学級（2クラス以上）が望ましいと整理されています。

これらは、少人数によるきめ細かな指導の効果を認めながらも、一定の学校規模における多様な意見に触れる機会を確保するとともに、生徒同士が切磋琢磨できる環境を構築し、人間関係の固定化を防ぐといった観点に基づくものです。

また、教員に余裕があることで、生徒一人ひとりへの関わりが丁寧になり、結果として教育の質の向上につながるという考え方も示されています。特に小規模校においては、教員数が限られることで校務負担が大きくなりやすいとの指摘があり、安定的な教育活動を行うためには一定規模の確保が必要であるとの意見が示されています。

答申においては、生徒にとって望ましい教育環境を将来にわたり確保するためには、長期的には1校集約が望ましいとしつつも、現状としては、一定規模の学校集団を維持しつつ、通学条件や地域事情にも配慮した再編を進める必要があるとされ、本市の中学校については2校に再編することが適当であると整理されています。

西予市中学校再編計画（以下「本計画」という。）においても、答申の考え方を踏まえ、適正な学級規模及び学校規模の確保を図りたいと考えています。

【参考：国の学校規模の標準】

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第79条により、「中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない。」とされています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年政令第189号)第4条第1項第1号により、適正な学校規模の条件は、「学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。」とされています。

2 より良い教育環境の実現

中学校再編の検討にあたっては、生徒数の減少への対応として、市内中学校を1校に集約する案についても検討を行いました。しかし1校案では、より大きな教育集団の形成や教員配置の充実などの効果が期待できる一方で、本市の広域的な地理条件を踏まえると、通学時間や通学距離の増加による生徒の負担が大きくなることが懸念されます。また、災害時や冬季における通学環境への対応など、現段階においては適当ではないと判断しました。

そのため、生徒数による学校規模の観点だけでなく、本市の地理的条件による通学時間や通学負担のほか、教育活動の充実、地域との関係等を総合的に勘案した結果、市内中学校を2校に再編することを基本方針とします。

これは、生徒数の推移による将来的な教育環境の変化を見据えながら、教育条件の充実と通学条件への配慮との均衡を図るため、総合的な視点から整理したものです。

再編にあたっては、学校数の見直しにとどまらず、新たな学校づくりの機会として、教育内容、学校の特色及び施設整備を一体的に検討し、生徒にとってより良い教育環境の実現を目指します。

3 具体的な学校配置と再編年度

具体的には、三瓶中学校、明浜中学校及び宇和中学校の3校を再編し、新たな中学校を現在の宇和中学校の校地・校舎を活用して設置します。また、野村中学校及び城川中学校については、現在の野村中学校の校地・校舎を活用して新たな中学校を設置します。

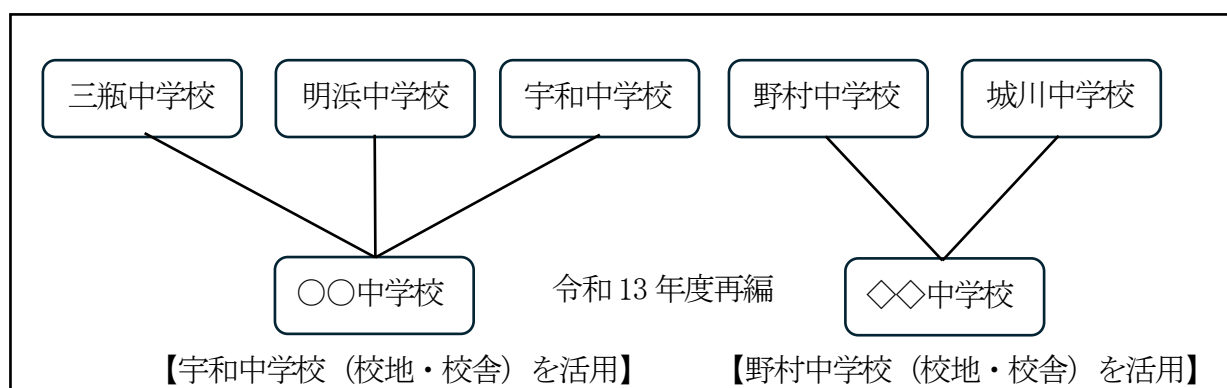
再編後の学校の配置場所については、答申を尊重し、生徒数規模、通学負担、既存施設の活用、経費面及び将来的な学校運営の持続性などを総合的に勘案して決定しました。

三瓶・明浜・宇和地域においては、宇和中学校現校舎の改築・改修により教育環境の向上が見込まれることに加え、三瓶・明浜・宇和地域の生徒数の分布や通学条件を踏まえた場合、通学負担と教育環境の両面から最もバランスの取れた場所であり、既存の屋内運動場等を有効に活用できることから、現在の宇和中学校を再編の拠点校とします。

野村・城川地域においては、城川中学校の校舎が比較的新しい一方で、野村中学校を拠点校とした場合は、多くの生徒の移動を抑え、通学負担の軽減を図ることができます。さらに、寄宿舍や城川中学校スクールバスなど既存の関連施設・機能を活用できることに加え、今後の学校運営や経費面においても効率性が期待できることから、総合的な観点により現在の野村中学校を再編の拠点校とします。

なお、これらの再編は既存校に他校を再編するものではなく、それぞれの学校の伝統や特色を大切にしながら、新たな中学校としてスタートすることを基本とします。

再編時期については、生徒数の状況や施設整備の計画に加え、行政手続き等、再編に必要な準備状況を総合的に勘案した上で、早期の実現を検討し、令和 13 年度を目安とします。また、対象となる 5 つの中学校については、公平性や一体的な学校運営の観点から、同時期に再編することを基本とします。



ただし、特に生徒数の著しい減少や校舎等施設の老朽化など、各中学校の状況により、多くの保護者や地域住民から再編時期を待たずに再編を求める要望があった場合は、中学校再編推進委員会で協議の上、先行して一部の再編を検討します。

＜令和 13 年度の生徒数と学級数＞

三瓶中・明浜中・宇和中の合計

	生徒数（人）	学級数
1 年生	156	5
2 年生	154	5
3 年生	162	5
特別支援学級	17	5
合計	489	20

野村中・城川中の合計

	生徒数（人）	学級数
1 年生	39	2
2 年生	33	1
3 年生	53	2
特別支援学級	12	2
合計	137	7

※通常の学級は 1 学級 35 人以下で編成されます。

※特別支援学級は、原則として 1 学級 8 人以下とし、生徒の障がいの種別及び教育的ニーズに応じて編成されます。

4 再編後の通学手段

中学校の再編により通学区域が広域化し、長距離通学となる生徒の増加が見込まれることから、安全で安心な通学環境を確保するため、適切な通学支援を実施します。

国の示す基準を踏まえ、通学時間については「自宅からおおむね1時間程度」を目安とし、スクールバスの運行を基本として必要な通学手段を確保します。あわせて、地域公共交通の維持・活性化の観点や地域の実情を踏まえ、公共交通機関の活用についても検討します。

通学支援の実施にあたっては、運行事業者等との連携による安定的な運行体制の確保に努めます。

さらに、これらの通学支援を講じてもお通学が困難な場合には、寄宿舎の整備等により遠隔地の生徒が安心して学べる環境の確保に努めます。

寄宿舎等の利用については、生徒や家庭の状況に応じた選択ができるよう柔軟に対応します。

なお、具体的な通学方法、スクールバスの運行方法や遠距離通学支援の在り方については、中学校再編推進委員会において、地域の実情や学校、保護者等の意見を踏まえながら検討します。

5 将来を見据えた柔軟な対応

本計画は、現時点における生徒数の推計、学校施設の状況及び地域の実情等を踏まえ、今後の学校再編の方向性を示すものです。

本市においては、少子化の進行により今後も生徒数の減少が見込まれるため、状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。答申においても、2校体制への移行後の状況を検証し、将来的な学校の在り方を検討することが望ましいとの意見が示されました。

本計画では、答申を踏まえ、当面は2校体制を基本とします。しかしながら、将来的に、野村中学校・城川中学校の統合校においては、1学年2学級以上、1学級25～30人程度とする適正規模を下回ることが見込まれます。今後、さらに生徒数が減少し、複式学級の編成が見込まれるなど、教育環境に大きな影響を及ぼす可能性がある場合には、生徒にとって望ましい教育環境の確保を最優先に、1校への再編を検討します。

第3章 再編による教育環境の向上

1 再編の効果

中学校再編により複数学級の確保が進むことで、生徒は多様な人間関係の中で学び、互いに切磋琢磨しながら成長することが期待されます。また、教職員体制の充実、学習活動及び学校行事の幅の拡大、地域及び外部人材との連携の充実など、学校全体の教育力の向上が見込まれます。さらに、施設整備及び学習環境の改善により、安全で安心な魅力ある学校づくりを進めることで、生徒が通いたくなる学校の実現も期待できます。

2 教員配置及び支援体制の充実

可能な限り手厚い教員配置に努めます。教員に一定の余裕が確保されることで、生徒一人ひとりに対する関わりが丁寧になり、結果として教育の質の向上につながることを期待できます。

野村中学校・城川中学校の統合校においては、教員数の制約により校務負担が大きくなりやすいことが予測されるため、無理のない教員体制が構築されるよう十分に配慮します。

あわせて、支援を必要とする生徒の増加という現状に適切に対応するため、特別支援教育及び生活支援の在り方について検討するとともに、必要な支援体制の強化に努めます。また、生活支援員の配置については、その必要性を十分に認識し、現場の実情を踏まえながら、効果的な支援体制の構築に向けて取り組みます。

3 ICT を活用した交流学习の推進

ICT 環境を積極的に活用し、生徒と地域住民、大学、企業、関係団体等との様々な交流や協働の機会の充実に努めます。リモートによる地域紹介や多様な人々との交流等の取組を通じて、地域への理解を深めるとともに、実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。また、ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実に通じて、生徒の主体的な学びや情報活用能力の向上を図り、教育活動の一層の充実に取り組みます。

4 人とのつながりを育む教育環境の整備

生徒が多様な経験や専門性を有する教師と出会える環境の整備に努めます。また、生徒同士が複数の友人関係を築き、互いに支え合うことができる人間関係の形成は、健やかな成長にとって重要であり、人とのつながりを大切にした教育環境の整備を一層推進し、安心して学び合える環境づくりに取り組みます。

5 安全・安心で充実した教育環境の整備

生徒が安心して落ち着いて学習に取り組むことができる教育環境の確保に向け、施設整備の計画的な充実に努めます。

教室環境については、落ち着いた学習空間を確保する観点から、教室として明確に区切られた構造を基本とした整備を進めるとともに、学級のまとまりを大切にしつつ、適度な交流が図られる環境づくりに取り組みます。

また、安全・安心な教育活動の基盤として、特別支援教育や不登校支援をはじめ、支援の必要な生徒が安心して学ぶことのできる別室環境を整備するなど、多様な教育的ニーズに応じた施設整備を継続的に推進します。

さらに、図書室については、生徒の読解力・表現力・思考力の育成に資する重要な教育環境であることを踏まえ、学校規模にかかわらず、その充実に向けた取組を進めます。

第4章 再編を進める方策

1 中学校再編推進委員会の設置

中学校再編を推進するため、適切な時期に基本的な方向性についての説明会を行い、保護者（未就学児童保護者を含む。）や地域住民の意見も踏まえ、保護者、地域、学校、学識経験者及び教育委員会等で構成する再編推進委員会を設置し、円滑な移行に向けた具体的な準備を進めます。同委員会においては、校名、校歌、校章、制服、学校運営、通学方法、施設整備及び記念事業等について協議し、新たな学校づくりに必要な事項を総合的に検討します。

中学校再編推進委員会

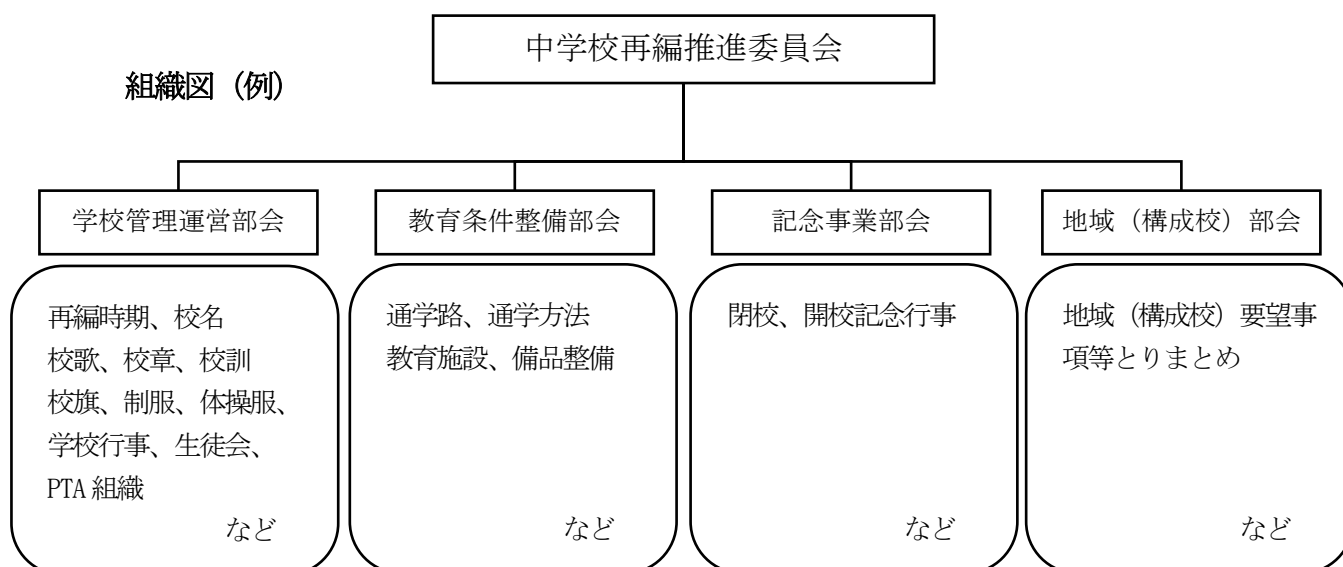
委員(例)

① 保護者を代表する者	② 学校職員を代表する者
③ 地域を代表する者	④ 高齢者・婦人等を代表する者
⑤ 学識経験者	⑥ 教育委員会関係
⑦ 教育委員会が必要と認める者	

部会(例)

① 学校管理運営部会	② 教育条件整備部会
③ 記念事業部会	④ 地域（構成校）部会

組織図(例)



2 整備する具体的事項

中学校再編にあたっては、校舎の改築又は必要な改修、通学路の安全確保、スクールバス等の運行計画、特別支援及び不登校支援に対応した教室・別室の整備、図書室やICT環境の充実等を計画的に進めます。また、既存校間の交流事業を充実させ、生徒が安心して新たな学校生活へ移行できるよう、事前の準備及びきめ細かな支援を行います。

3 開かれた学校運営

中学校再編の過程及び再編後の学校運営においては、学校運営協議会との連携・協働を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。学校が地域コミュニティの核として担ってきた役割を踏まえ、再編後においても地域の教育力を生かした教育活動を展開するとともに、保護者及び地域住民の参画を得ながら、開かれた学校運営に努めます。

4 再編までのスケジュール

本計画に関する説明会を実施し、保護者（未就学児童保護者を含む。）や地域住民の意見も踏まえ再編を推進します。

その後、三瓶中学校・明浜中学校・宇和中学校の統合校舎の整備方針を決定し、基本設計、実施設計並びに再編推進委員会における協議を経て、令和13年度を基本として新たな学校へ再編します。また、野村中学校・城川中学校の統合校舎の設置にあたっては、既存の野村中学校施設を活用し、再編後の学校運営及び教育活動に支障が生じないよう、必要に応じた改修を行います。

なお、施設の状況、生徒数の推移その他の事情に応じ、必要に応じてスケジュールの見直しを行います。

年 月	再編推進スケジュール
令和8年8月 令和8年9月 ～ 12月	西予市中学校再編計画（案）策定 西予市中学校再編計画（案）説明会 保護者（未就学児童保護者を含む）説明会 地域住民説明会 パブリックコメント募集
令和9年3月	西予市中学校再編計画策定
令和9年5月 令和10年3月	再編推進委員会設置 調印式
令和10年5月 令和11年1月	宇和中学校仮設校舎建設工事 宇和中学校解体工事
令和11年9月	宇和中学校改築工事
令和13年4月	統合

第5章 その他

1 配慮する事項

(1) 学校運営と教育に関すること

ア 学校運営体制の整備

再編後の学校運営にあたっては、再編前の各学校が培ってきた伝統や特色ある教育活動を尊重しながら、それぞれの強みを生かした新たな学校づくりを推進します。

また、地域の特性を生かした教育活動の充実を図るため、地域学校協働活動推進員を効果的に配置し、学校と地域、企業や研究機関等との連携・協働体制の充実に努めます。

イ 教育活動の充実

再編による学校規模の変化を生かし、多様な学習活動や学校行事の充実を図るとともに、職場体験活動や体験学習については、地域や関係機関との連携を深めながら、学習機会の拡充に努めます。

ウ 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図るため、人的支援体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援体制の整備を進めます。

また、通級による指導を含め、多様な学びの場の確保について検討するとともに、保護者や地域の理解促進に向けた取組を推進します。

エ 学校施設・教育環境の整備

再編後の学校施設については、生徒が安全かつ快適に学校生活を送ることができる教育環境の整備に努めます。

また、学校行事等の開催にあたっては、保護者等の利便性にも配慮し、既存施設の有効活用を基本としながら、必要に応じて適切な対応を検討します。

オ 教育環境の適正化

学校再編の効果を生かし、生徒同士が切磋琢磨できる教育環境の形成に努めるとともに、教員の目が行き届く適正な教育環境の確保を図ります。

また、生徒指導やいじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めるとともに、教員の適正配置を通じて教育の質の維持・向上を図ります。

（２）生徒支援体制の充実

ア 再編前からの交流活動の推進

学校再編に伴う環境変化への不安を軽減し、新しい学校生活への円滑な移行を図るため、再編前から計画的な学校間交流を実施します。

交流活動については、再編後の円滑な学校生活につながるよう、児童同士及び生徒同士が相互理解を深めるため、学校の実情や発達段階に応じて、学校行事や体験活動等の機会を活用しながら、交流機会の充実を図ります。

イ 再編後における交流活動の充実

再編後の環境変化に円滑に対応できるよう、オリエンテーションや交流活動を実施し、生徒の不安軽減と学校生活への早期適応を支援します。

また、再編後においても、学校の実情や教育活動の状況も踏まえながら、学校間及び学年間の交流機会の充実を図り、生徒同士の関係性の構築及び深化を図るとともに、安心して学び成長できる教育環境の充実に努めます。

ウ 校内支援体制の充実

学校再編に伴う生徒の心理的負担や生活環境の変化に適切に対応するため、教職員による見守り体制や教育相談体制の充実を図ります。

また、スクールカウンセラーや関係機関等との連携を強化し、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うことができる体制の整備に努めます。

エ 不登校支援の充実

不登校傾向のある生徒や特別な配慮を必要とする生徒については、日常的な観察や情報共有により状況の把握に努めるとともに、個々の実態に応じた支援を行います。

また、サポートルーム等の活用や多様な学びの機会の確保を図り、生徒が安心して過ごせる環境を整備するとともに、段階的な学校復帰や社会的自立に向けた支援の充実に努めます。

さらに、保護者及びこども家庭センター等関係機関との連携を強化し、生徒が孤立することのない支援体制の構築を図ります。

オ 居場所づくりの充実

生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、校内サポートルームやこども家庭センターと連携して運用する居場所づくりの充実を図ります。

また、地域資源を活用した交流活動や校内における多様な活動機会を確保し、生徒同士が自然に関わり合える環境づくりに努めます。

カ いじめ及び人間関係トラブルへの対応

学校再編に伴う人間関係の変化を踏まえ、いじめやSNS上のトラブルの未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。

そのため、教職員による見守り体制の充実を図るとともに、家庭との連携の下、生徒の生活状況の把握や情報共有を行い、安全で安心な学校生活の確保に努めます。

キ 保護者及び地域との連携

生徒の心の安定と健やかな成長を支えるため、学校と保護者及び地域が相互に連携しながら支援体制の充実を図ります。

また、保護者同士の交流機会の確保や情報共有を進め、地域全体で生徒を見守り支える環境づくりに努めます。

(3) 地域連携・部活動展開

ア 地域との連携・協働

学校再編後においても、各地域とのつながりを大切にしながら、地域学校協働活動推進員と連携しながら、学校・家庭・地域の連携体制の充実を図ります。

また、地域の祭りや伝統行事への参加を促すとともに、農業体験などの地域の特色を生かした体験的な学習活動や職場体験を継続・充実させ、ふるさとへの理解と愛着を深める教育を推進します。

さらに、広域化した学校区において、地域間の交流や多様な体験活動、探究的な学習を推進し、生徒がそれぞれの地域の魅力や価値を発見するとともに、その魅力を主体的に発信できる力を育むこととし、地域とともにある学校づくりを推進します。

イ 部活動地域展開

部活動の地域展開にあたっては、生徒や保護者同士、地域とのつながりが希薄化することのないよう、交流機会の確保や情報共有の充実など、関係性の維持・強化に向けた取組が進められるよう、担当課や関係機関と連携・協力します。

また、地域クラブ等に対して、地域の自然や文化、産業などの特色ある資源を生かした活動の実施を促すとともに、関係機関と連携しながら、地域への理解や愛着の醸成につながる取組が進められるよう働きかけます。

西予市の部活動地域展開に関する推進計画に基づく環境整備を進め、地域展開後においては、担当課や関係機関と連携しながら、生徒の成長と豊かな人間関係の構築につながる持続可能な活動環境の整備が図られるよう協力します。

2 学校施設の跡地利用

再編により使用しなくなる学校施設については、西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針等に基づき、施設の状況や利用状況等を踏まえながら、適切な維持管理、活用又は廃止を進めます。その上で、地域の貴重な資源としての価値や、地域コミュニティ、防災、社会教育及び社会体育等の拠点としての役割を踏まえ、地域住民等と協議しながら有効活用を検討します。

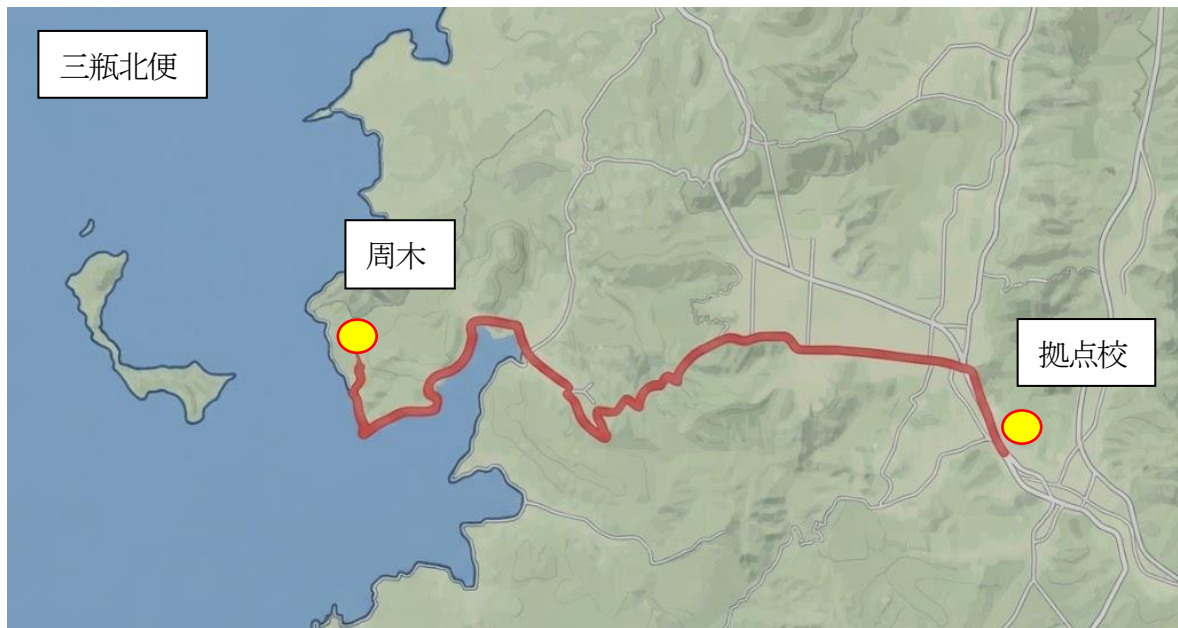
あわせて、地域の実情やニーズに応じて柔軟に活用方法を定めるとともに、企業、大学、研究機関等との連携や交流の可能性についても研究し、地域の活力維持と新たな交流の創出につながる持続可能な活用に努めます。

3 より良い学校再編を目指して

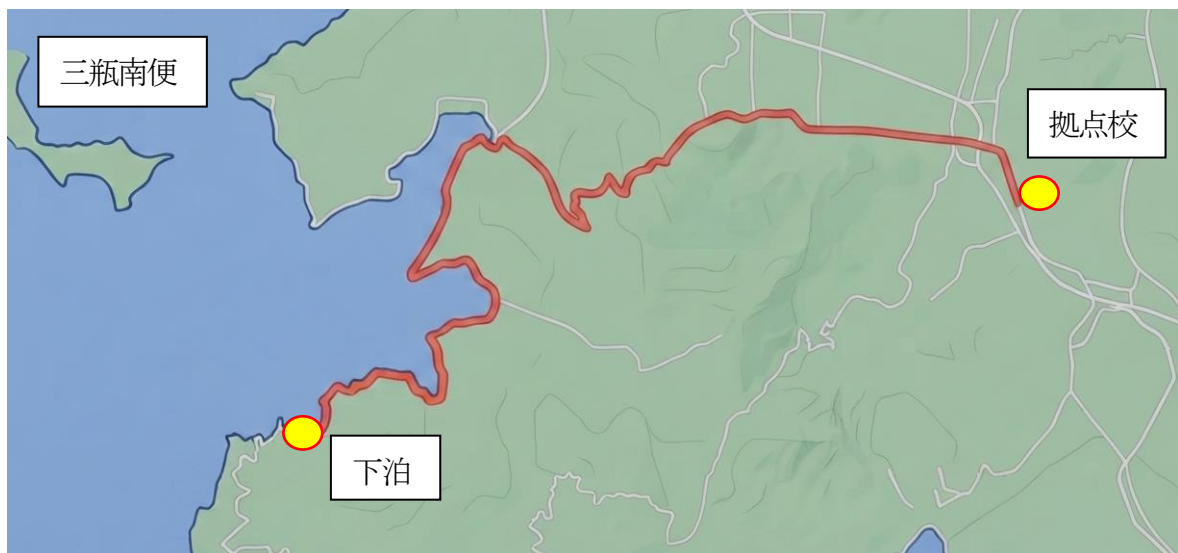
本計画を基本としつつ、今後の学校教育の動向や社会情勢等も注視しながら、保護者や地域の皆様と話し合いを重ね、地域と学校及び行政が三位一体となってより良い学校再編を目指します。

<資料編>

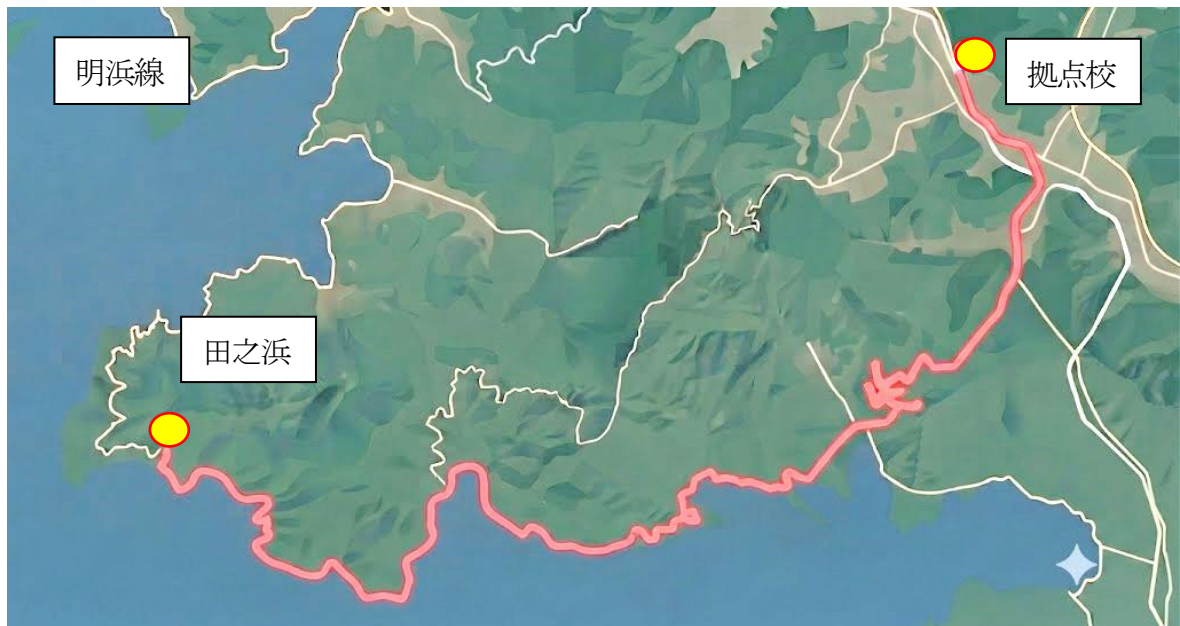
通学バス運行経路（案）：乗車時間や乗降場所については再編推進委員会で決定します。



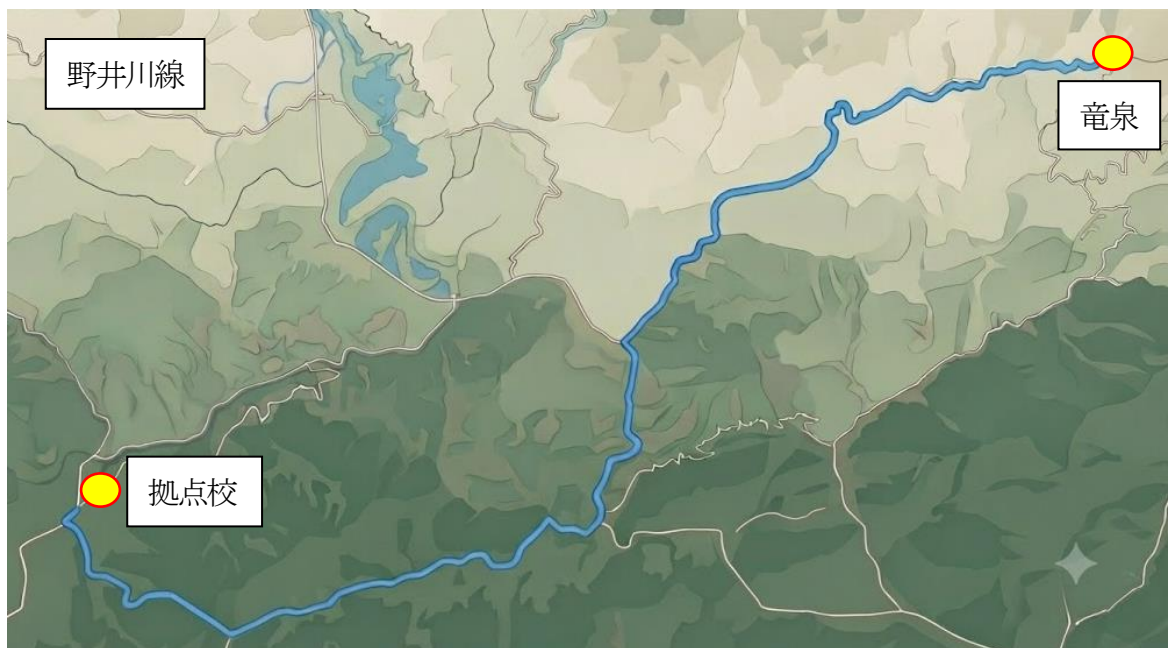
周木 ⇒ 国道 378 号線を南へ ⇒ 三瓶中学校付近で現徒歩通学生乗車
⇒ 県道 30 号線（宇和三瓶線） ⇒ 国道 56 号線 ⇒ 拠点校



下泊 ⇒ 国道 378 号線北へ ⇒ 三瓶中学校付近で現徒歩通学生乗車
⇒ 県道 30 号線（宇和三瓶線） ⇒ 国道 56 号線 ⇒ 拠点校



田之浜 ⇒ 国道 378 号線東へ ⇒ 明浜中学校付近で現徒歩通学生乗車
⇒ 県道 45 号線 (宇和明浜線) ⇒ 国道 56 号線 ⇒ 拠点校



竜泉 ⇒ 県道 267 号線を南西へ ⇒ 国道 197 号線を南へ ⇒ 県道 30 号線を西へ
⇒ 国道 441 号線を北西へ ⇒ 県道 29 号線を北東へ ⇒ 拠点校
(道中 現城川中学校の徒歩通学生、自転車通学生が乗車)



下 ⇒ 城川町高野子まで進む ⇒ 国道 197 号線を北西へ ⇒ 城川町古市を右折
 ⇒ 県道 2 号線から城川支所へ ⇒ 再び国道 197 号線に入る
 ⇒ 県道 30 号線を西へ ⇒ 国道 441 号線を北西へ ⇒ 県道 29 号線を北東へ
 ⇒ 拠点校

(道中 現城川中学校の徒歩通学生、自転車通学生が乗車)